

就学すべき学校の指定の変更について

学校への通学につきましては、指定された学校への通学が原則となっています。

ただし、次のような理由がある場合には、保護者の申立てにより、就学すべき学校の指定を変更することができます。

理由	許可基準	許可期間	添付書類
転居に関する理由	学年途中で転居したが、学年が終了するまでは元の学校に通わせたい場合	学年終了時まで	
	指定学校区以外への転居が確実なため、転居先の指定学校へ通わせたい場合	転居時まで	建物売買契約書、建物賃貸借契約書、建築確認証明書等
地理に関する理由	指定学校へは遠距離で通学が困難なため、近い学校に通わせたい場合	卒業時まで	
身体に関する理由	特別支援学級に入級させることが認められながら、指定学校に特別支援学級がない場合	特別支援学級をやめる時まで	
	健康上の問題があり、指定学校に通学することが困難な場合	保護者からの申立期間を検討して定める期間	医師の診断書等
市立小学校及び中学校以外の学校への就学に関する理由	私立小学校及び中学校又は国公立大学附属小学校及び中学校へ就学させたい場合	退学時又は卒業時まで	入学通知書
保護者の就労等による下校後の保護に欠ける留守家庭に関する理由	保護者の就労等の理由により下校後の保護に欠ける状態にあり、保護者が指定学校を児童生徒の預かり先等の学校へ就学させたい場合		勤務先の在職証明書、児童生徒の預かり先の証明書等
兄弟姉妹と同一の学校への通学に関する理由	指定学校の変更の許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹について、保護者から指定学校を当該許可の学校へ変更するよう申立てがあった場合	申立期間	
その他	住民票と実際の居住地が合わない場合	保護者からの申立期間を検討して定める期間	民生委員の居住証明書
	いじめ、不登校等の解消のため、他の学校に通わせたい場合		
	部活動等学校独自の活動により、他の学校に通わせたい場合		
	その他やむを得ないと認められる事情がある場合		志布志市教育委員会が必要と認める書類

※申立て手続きについて、詳しくは教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

志布志市教育委員会教育総務課総務係 TEL099-472-1111 (内線 312)